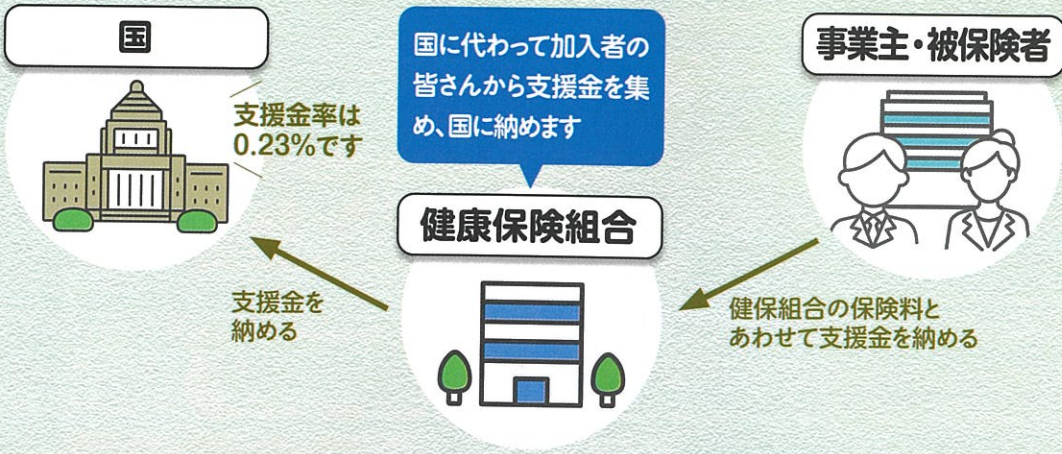




■子ども・子育て支援金制度とは



子ども・子育て支援金制度、はじまります

子育て世帯を社会全体で支える仕組みとして、令和8年4月より子ども・子育て支援金制度が開始されます。国は皆さんからの支援金を財源に少子化対策を実施し、日本の未来を支えていくことを目的に掲げています。

納めた支援金は何に使われる？

健康保険組合は、国に代わって会社と被保険者から支援金を徴収し、国へ納付することになっています。支援金は国の少子化対策や子育て世帯への支援強化などにあてられるため、健康保険組合で使われることはありません。

負担額はどれくらい？

子どもの有無に関係なく、すべての被保険者と事業主が支援金を負担します。健康保険組合は、健康保険料・介護保険料に上乗せする形で支援金を徴収します。支援金額は皆さんの所得と国が示す支援金率で決まり、令和10年度までの3年間で段階的に引き上げられる予定です。



妊婦の経済的支援

妊娠時と出産時に、子ども一人当たりそれぞれ5万円が支給されます。



時短勤務の支援

2歳未満の子どもの親が時短勤務をするとき、賃金の原則10%が支給されます。



出生後の休業支援

両親共に育児休業を取得したとき、最大28日間は手取りの10割相当が支給されます。



育児期間中の保険料免除

自営業の方などは、子どもが生まれてから最大1年間は、国民年金保険料が免除されます。

こども誰でも通園制度の創設

生後6カ月から3歳未満までの子どもを保育所などへ預けられる制度が始まります。

児童手当の拡充

所得制限がなくなり、支給期間が延長。第3子以降の手当額が増額されています。

	以前	今
所得制限	960万円未満	所得制限なし
対象となる児童	中学生年代まで	高校生年代まで
第3子以降の手当額(月額)	1.5万円	3万円

●支援金額の試算(被保険者一人当たりの平均月額)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
健康保険組合	500円	700円	850円
国民健康保険	350円	450円	600円
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円

●年収別 支援金額の試算(令和10年度)

年収	健康保険組合	国民健康保険
200万円	350円	250円
400万円	650円	550円
600万円	1000円	800円
800万円	1350円	1100円
1000万円	1650円	非公表

※こども家庭庁による試算。実際の負担額は、被保険者の賃金水準や保険料率の改定状況などにより変動します。

